

熊本市緊急家賃支援(拡充)QA

No	質問	回答
支援の対象者について		
1	家賃支援の対象は？	<p>【対象拡充前】熊本市内に所在する施設を運営する中小・小規模事業者のうち、店舗を賃借し営業している事業者で、熊本県の休業要請を受け休業した施設または、時間短縮営業を行った飲食店等の食事提供施設です。</p> <p>【対象拡充後】 上記の施設に加え、緊急事態宣言に伴い、自主的に休業または時間短縮した店舗も対象となります。ただし、熊本県外に本社を有する事業者は対象外となります。</p>
2	対象施設の詳細は？	<p>【対象拡充前】 ①熊本県が指定した「基本的に使用停止の協力を要請する施設」に該当し、実際に休業に応じた事業者、または、 ②熊本県が指定した「基本的に使用停止の協力を要請しない施設」の「食事提供施設」に該当し、実際に時間短縮営業をした事業者になります。</p> <p>※施設一覧については、熊本県のホームページでご確認ください。 https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_32491.html</p> <p>【対象拡充後】 ①②に加え、緊急事態宣言に伴い、自主的に休業または時間短縮した店舗も対象とします。 詳しくは市のHPやチラシに記載の「施設一覧」をご覧ください。</p>
3	「休業要請施設」で休業はしていないが、時間短縮を行った場合、対象となるのか？	<p>休業要請施設については、あくまで休業した場合が対象となります。時間短縮では支援の対象とはなりません。</p> <p>【対象拡充後】 家賃支援制度拡充により、自主的に休業または時間短縮営業をした事業者も対象としたことから、休業要請施設においても、時間短縮営業により感染拡大防止を行った店舗は対象となります。</p>
4	複数の店舗を運営している場合の取り扱いは？	<p>店舗ごとに支援を行います。例えば、3店舗の経営をされており、すべてが支援対象施設であれば3店舗分の支援を行います。ただし、1店舗あたりの支援額の上限は35万円(家賃上限)×4/5=28万円となります。</p>
5	3店舗を運営していて、そのうち1店舗のみ休業した場合は対象となるのか？	<p>実際に休業した1店舗の家賃が対象となります。</p>
6	フランチャイズのオーナーは対象となるのか？	<p>経営しているオーナーが中小・小規模事業者で、対象要件をすべて満たしている店舗であれば、対象となります。</p>

熊本市緊急家賃支援(拡充)QA

No	質問	回答
7	店舗は熊本市内にあるが、本社が熊本市外にある場合、支援対象となるのか？	本社が熊本県内であれば対象となりますが、本社が熊本県外にある場合は対象となりません。
8	店舗は熊本市外にあるが、本社が熊本市内にある場合、支援対象となるのか？	熊本市内の店舗を対象としていますので、店舗が熊本市外であれば、本社が熊本市内にあっても対象にはなりません。
9	同一建物内または同一敷地内に複数の事業所がある場合の対象はどうか？ (例) ①同じビルの別フロアや同一敷地内に店舗とその事務所がある ②同一敷地内に工場と事務所がある	複数の事務所を設けている場合であっても、それらが一つの建物内または同一敷地内に設けられている場合は、一つの店舗として合算した家賃金額(1店舗あたりの支援額の上限額35万円)を支援の対象とします。
10	保育所は対象となるのか？	国、県、市等から家賃に対する補助等を受けていない場合(認可外保育園等)は対象となります。
11	社会福祉施設等において他の補助金を受けている場合は対象となるのか？	国、県、市等から家賃に対する補助等を受けている場合は対象外となります。
12	施設の一部を休業・時間短縮営業をしている場合は対象となるのか？ (例) ホテルの宴会場を休業した場合	実際の主たる業態で判断します。 ホテルの運営が主たる業態である場合、宴会場を休業しても対象になりません。
13	休業や時間短縮は行っていないが施設の受入れ制限等により感染拡大防止に努めたが対象となるのか？	休業または時間短縮営業をした施設が対象となりますので、人数制限等による感染拡大防止のみを行った施設は対象となりません。
14	倉庫は対象となるのか？	主に物品を保管する施設(資材置場、倉庫、車庫等)は対象外となります。
15	個人事業主・フリーランスとして自宅に事務所を併設している場合(税理士事務所等)や自宅の一室を店舗(エステ・ヨガ等)として使用している場合は対象となるのか？	自宅にて事業を営み、かつ、休業や時間短縮営業を行った場合は、次の2つの要件を満たす場合は、面積按分により業務用スペースのみの家賃相当額を支援します。 ①住居空間とは別に業務専用のスペースを明確に区分していること。 ②「感染拡大防止への協力」を支援要件としていることから、業務用の執務室に家族以外の人の往来があること。
16	政治団体、宗教団体は対象となるのか？	政治活動及び宗教活動を行うための施設については対象となりません。
17	一つの店舗に複数の施設が混在している場合の取り扱いはどうなるのか？ (例) 書店とカフェが混在している場合	複数の業態が混在している場合は、主たる業態で判断しますので、それぞれの業態ごとに申請を行う事はできません。 熊本市緊急家賃支援金交付申込書の「施設の種類(業種)」欄内で主たる業務に該当する項目にチェックしてください。当該店舗を自主的に休業または時間短縮営業を行った場合は対象となります。ただし、すでに本制度の給付を受けた店舗は除きます。

熊本市緊急家賃支援(拡充)QA

No	質問	回答
対象経費について		
18	対象となる家賃に共益費や管理費は含まれるのか?	支援対象には含まれません。対象は店舗の賃借料(消費税含む)とし、その他付随経費(共益費、管理費など)は対象外となります。
19	土地や駐車場の借地料は対象となるのか?	支援対象には含まれません。対象は店舗の賃借料(消費税含む)とし、土地や駐車場の借地料は対象外とします。
20	賃貸借契約書に「共益費・管理費込み」または「駐車場込み」と記載されているが具体の金額が記載されていない場合は?	オーナー等に、家賃以外の共益費・管理費・駐車場等の金額を確認し、その金額を除いて申請してください。
21	対象期間に、新型コロナウイルスの影響により、既にオーナー等により家賃の減額がなされている場合はどうなるのか?	減額前の家賃の8割(上限あり)を支援します。
22	複数の賃貸借契約で1つの店舗を営業している場合の取扱いは?	複数の賃貸借契約で1つの店舗を営業している場合は、すべての賃貸借契約書に記載の家賃額を合算し店舗の家賃として算定します。ただし、1店舗あたりの支援額の上限は35万円(家賃上限)×4/5=28万円となります。
23	売り上げに応じて家賃が変動する場合は、どのように申請したらよいのか?	直近3ヶ月の家賃の平均額で判断しますので、3ヶ月分の賃料の確認ができるものをご提出ください。新型コロナウイルス感染症拡大により売上が減少している場合は、売上減少前の3ヶ月分の家賃の平均額にて判断を行います。
休業・時間短縮営業の範囲について		
24	休業や時間短縮営業についてはどの程度行っていればいいのか?	令和2年4月22日～5月6日の期間に渡って休業もしくは時間短縮営業を行っていることが基本とはなりますが、できる範囲(1日であっても)で実施していれば対象とします。
25	熊本県が指定した「協力要請しない施設」の「食事提供施設」に該当し、朝5時から夜8時までの間で営業していた飲食店等が、時間短縮営業を行った場合も対象となるか?	対象となります。時間短縮営業を行っていれば時間に関わらず対象とします。また、営業を終日休業した場合も対象となります。
26	熊本県が指定した「協力要請しない施設」の「食事提供施設」に該当するが、熊本県が要請する営業時間(朝5時から夜8時までの間)外で営業していた飲食店等が、時間短縮営業を行った場合も対象となるか?	対象となります。時間短縮営業を行っていれば時間に関わらず対象とします。また、営業を終日休業した場合も対象となります。
27	夜11時まで営業していた店舗が、店舗内飲食の営業を夜8時までに短縮し、夜8時以降は、テイクアウト・デリバリーのための営業を行った場合、対象となるのか?	夜8時以降、テイクアウト・デリバリーに限定し営業した場合も支援対象です。

熊本市緊急家賃支援(拡充)QA

No	質問	回答
申請書類について		
28	営業実態が確認できる書類とは具体的にどのようなものか？	最新の確定申告書控えや営業許可書の写し、開業届が該当します。確定申告書については税務署の受付印があるもの、また、電子申告の場合は「受信通知」のあるものとなります。また、飲食店など営業許可が必要な店舗については、必ず営業許可証の写しを提出してください
29	確定申告の書類がない場合はどうすればよいのか？	下記のいずれかの書類を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・開業届の写し(法令で定める期限までの税務署受付印のあるもの) ・住民税申告書の写し(市区町村の受付印のあるもの) ・事業税申告書の写し(県税事務所の受付印のあるもの) ・課税(所得)証明書…市区町村発行のもの ・納税証明書…税務署発行のもの
30	拡充前に提出した申請では対象外だったが、拡充後は対象となる場合の再申請はどのようにすればよいのか？	対象拡充後に要件を満たしている場合は、拡充後の新たな申請様式で、再度の申請をお願いします。
31	休業および時間短縮を行った書類がないがどうすればよいのか？	誓約書兼同意書の【休業等誓約】に実際に休業・時間短縮営業をした期間および状況を記入してください。
32	店舗を賃借し営業しているが、コロナ禍により当初の開業日を延期した場合は何を提出すればよいのか？	熊本県が休業要請を行った日(令和2年4月21日)以前に締結された賃貸契約書及び家賃の支払いが分かる書類、営業実態の分かる書類(開業届、営業許可証等)及び店舗の写真をご提出ください。それらの書類に基づき内容審査を行い、対象要件を満たしていると判断した場合、支援の対象となります。
その他		
33	国の持続化給付金や家賃支援金、熊本県の休業要請協力金と重複してもいいのか？	それぞれの支給要件に該当すれば、熊本市の緊急家賃支援を重複して受給することができます。